平成２１年（フ）第４５８号
愛媛県松山市東方町甲2324番地２
債務者　村上　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８２号
愛媛県松山市辻町10番６号　アップルコート辻町210号
債務者　木下　義則
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８７号
愛媛県松山市桑原３丁目４番41号
債務者　大野木美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９６号
愛媛県松山市辻町15番21号　辻荘１Ｆ東
債務者　上杉さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
愛媛県松山市立花４丁目４番39号　サウスガーデン301号
債務者　後藤　典政
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２５号
愛媛県伊予市下吾川74番地
債務者　北村　晴子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
愛媛県松山市居相１丁目１番５号　第３正田ビル201号
債務者　二宮　良吾
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３３３号
福岡県小郡市古飯737番地
債務者　野上はつ美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８４号
大分市花津留１丁目11番９号　コーポかわの202
債務者　高濱　　満
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９号
宮崎県串間市大字南方2394番地５
債務者　松浦　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
鹿児島県霧島市霧島大窪560番地１
債務者　中馬トシコ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
鹿児島県姶良郡加治木町木田4340番地２
債務者　黒江　竜太
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
宮城県白石市福岡長袋字陣場が丘13番地19
債務者　大戸ひろ子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４８０号
岐阜県各務原市川島松倉町2207番地28
債務者　左右田芳雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９６号
岐阜市岩地１丁目６番15―303号　グリーンアベニュー
債務者　田中　裕二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
岐阜県郡上市高鷲町大鷲906番地　市営中洞団地304号
債務者　齋藤　淳也
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
岐阜市江崎南12番14号
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
岐阜県各務原市入会町３丁目84番地１　ガーネットハイツＡ101
債務者　元島　一行
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所